

*Tomato brown rugose fruit virus*に対する緊急的な輸入検査対応について

1. 経緯

- (1) 本年3月、植物防疫所における輸出検査において、タイ産トマト種子を検定した結果、*Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV。植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の2の36項で、全ての地域を対象に輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。)を検出。
- (2) 当該輸出検査において、ToBRFVは、リアルタイムRT-PCR (ISF Protocol (2020)) に限り検出された。

2. 緊急の暫定措置

当該事例を受け、輸出国側で実施している検定手法によっては、ToBRFVが適切に検出できていないおそれがあることから、ToBRFVの侵入を防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、全ての国・地域からの規則別表2の2の36項に掲げる植物の種子

なお、輸出国側でリアルタイムRT-PCRを用いた検定が行われていることが確認された国・地域からの当該植物の種子を除く

(2) 対応を行う期間

令和4年4月11日から当面の間

(3) 精密検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定(リアルタイムRT-PCR)の実施

| 対象検疫有害植物                               | 検定数量 |
|--|------|
| <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> | 400粒 |